＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

第６　そ　　の　　他

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

１　市税の前納状況累年比較

２　市税の徴税に要する経費の累年比較

３　市税の税率

(1)令和7年度分

(2)税率の変遷(平成25年度以降)

４　市民税(個人)所得控除額の推移

第6 その他

1 市税の前納状況累年比較

（単位：人・千円・%）

科目	区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
市民税	前納者数	18,007	17,618	17,490	19,083	18,581	17,210	18,452	17,162	18,446
	前納率(人数)	31.8	32.2	33.3	36.0	36.3	34.4	37.0	37.5	36.6
	前納税額	1,362,567	1,372,513	1,483,369	1,503,557	1,365,661	1,693,947	1,425,561	1,383,573	1,490,093
	前納率(金額)	30.2	30.9	33.8	34.0	32.0	34.3	32.6	45.6	33.5
	前年比(金額)	88.9	100.7	108.1	101.4	90.8	124.0	84.2	97.1	107.7
固定資産税 都市計画税	前納者数	57,404	58,549	60,210	60,836	64,537	61,317	54,197	52,606	51,879
	前納率(人数)	35.5	36.1	36.9	37.2	39.3	37.2	32.5	31.7	31.3
	前納税額	7,079,981	7,125,217	7,492,240	7,423,553	7,831,411	7,236,653	8,795,843	6,048,584	9,107,839
	前納率(金額)	30.3	30.8	31.9	31.3	34.3	30.7	36.9	25.4	37.6
	前年比(金額)	106.4	100.6	105.2	99.1	105.5	92.4	121.5	68.8	150.6
合計	前納者数	75,411	76,167	77,700	79,919	83,118	78,527	72,649	69,768	70,325
	前納率(人数)	34.6	35.1	36.0	36.9	38.6	36.5	33.6	33.0	32.5
	前納税額	8,442,548	8,497,730	8,975,609	8,927,110	9,197,072	8,930,600	10,221,404	7,432,157	10,597,932
	前納率(金額)	30.3	30.8	32.2	31.7	34.0	31.4	36.2	27.6	37.0
	前年比(金額)	103.1	100.7	105.6	99.5	103.0	97.1	114.5	72.7	142.6

（参考）　※令和5年度から固定資産税・都市計画税及び軽自動車税の納付方法において新たに共通納税が開始

2 市税の徴税に要する経費の累年比較

（単位：人・千円・%）

区分			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度(見込)
税収入額		(1)市税	64,963,748	66,812,615	66,561,182	66,018,260	68,657,961
		(2)個人の県民税	16,448,969	17,075,321	16,954,256	16,159,536	17,757,305
		(3)合計	81,412,717	83,887,936	83,515,438	82,177,796	86,415,266
徴税費	人件費	(4)基本給	448,514	455,864	461,684	479,722	493,517
		(5)諸手当	306,315	301,268	316,854	330,906	348,457
		(イ)超過勤務手当	46,858	40,119	44,746	37,208	43,449
		(ロ)税務特別手当	108	101	100	72	256
		(ハ)その他の手当	259,349	261,048	272,008	293,626	304,752
		(6)その他	187,456	184,323	185,239	196,498	204,214
		(7)小計	942,285	941,455	963,777	1,007,126	1,046,188
	需用費	(8)旅費	1,535	1,367	1,656	1,896	2,802
		(9)その他	295,055	346,208	407,266	324,165	354,108
		(10)小計	296,590	347,575	408,922	326,061	356,910
	報奨金及びこれに類する経費	(11)納期前納付の報奨金	－	－	－	－	－
		(12)その他	129	128	129	73	40
		(13)小計	129	128	129	73	40
	(14)その他		24,683	28,275	35,556	42,787	51,719
	(15)合計		1,263,687	1,317,433	1,408,384	1,376,047	1,454,857
県民税徴収取扱費	(16)納税義務者数等を基準にした金額		614,064	612,194	615,318	623,029	632,052
	(17)報奨金の額に相当する金額		－	－	－	－	－
	(18)合計		614,064	612,194	615,318	623,029	632,052
(19) (15) － (18)			649,623	705,239	793,066	753,018	822,805
税収入に対する徴税費の割合		(15) ／ (3)	1.55	1.57	1.69	1.67	1.68
		(19) ／ (1)	1.00	1.06	1.19	1.14	1.20
徴税職員数			136	136	135	135	135
前年比		徴税費(合計)	93.9	104.3	106.9	97.7	105.7
		徴税職員数	99.3	100.0	99.3	100.0	100.0

「市町村税課税状況等の調・第39表」による。

3 市税の税率

（1）令和7年度分

<table>
<tr><th>税　目</th><th>賦課期日</th><th>納税義務者</th><th>課税標準及び税率</th></tr>
<tr><td>市民税
（個人）</td><td>1月1日</td><td>市内に住所を有する個人

市内に住所を有しない個人で市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人</td><td>均等割(標準税率)　3,000円
所得割(標準税率)　課税標準額 × 税率 6/100
<table>
<tr><th colspan="2">分離課税の税率</th><th>税率</th></tr>
<tr><td rowspan="2">分離短期</td><td>一般の短期譲渡所得</td><td>5.4%</td></tr>
<tr><td>国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得</td><td>3.0%</td></tr>
<tr><td rowspan="8">分離長期</td><td>一般の長期譲渡所得</td><td>3.0%</td></tr>
<tr><td colspan="2">優良住宅地等に係る長期譲渡所得</td></tr>
<tr><td>2千万円以下の部分</td><td>2.4%</td></tr>
<tr><td>2千万円超の部分</td><td>3.0%</td></tr>
<tr><td colspan="2">居住用財産等に係る長期譲渡所得</td></tr>
<tr><td>6千万円以下の部分</td><td>2.4%</td></tr>
<tr><td>6千万円超の部分</td><td>3.0%</td></tr>
<tr><td colspan="2">上場株式等に係る譲渡所得等</td><td>3.0%</td></tr>
<tr><td colspan="2">未上場株式等に係る譲渡所得等</td><td>3.0%</td></tr>
<tr><td colspan="2">先物取引に係る譲渡所得等</td><td>3.0%</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>市民税
（法人）</td><td></td><td>市内に事務所、事業所、寮等を有する法人</td><td>均等割(標準税率)
<table>
<tr><th>法人等の資本等の金額の区分</th><th>従業者数の区分</th><th>税率(年額)</th></tr>
<tr><td rowspan="2">50億円を超えるもの</td><td>50人を超えるもの</td><td>300万円</td></tr>
<tr><td>50人以下のもの</td><td>41万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">10億円を超え50億円以下のもの</td><td>50人を超えるもの</td><td>175万円</td></tr>
<tr><td>50人以下のもの</td><td>41万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1億円を超え10億円以下のもの</td><td>50人を超えるもの</td><td>40万円</td></tr>
<tr><td>50人以下のもの</td><td>16万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1千万円を超え1億円以下のもの</td><td>50人を超えるもの</td><td>15万円</td></tr>
<tr><td>50人以下のもの</td><td>13万円</td></tr>
<tr><td>1千万円以下のもの</td><td>50人を超えるもの</td><td>12万円</td></tr>
<tr><td>上記に掲げる法人以外の法人</td><td></td><td>5万円</td></tr>
</table>
法人税割(標準税率)　6.0/100</td></tr>
<tr><td>固定資産税
都市計画税</td><td>1月1日</td><td>土地、家屋、償却資産の所有者</td><td>課税標準額：賦課期日における価格
税率
固定資産税：　1.4/100
都市計画税：　0.3/100</td></tr>
<tr><td>軽自動車税
（種別割）</td><td>4月1日</td><td>4月1日現在における軽自動車等の所有者又は使用者</td><td>○原動機付自転車
50cc以下　2,000円
125cc以下かつ最高出力4.0kW以下　2,000円
90cc以下　2,000円
90cc超　2,400円
ミニカー　3,700円
特定小型原動機付自転車　2,000円
○小型特殊自動車
農耕作業用　2,400円
その他　5,900円
○二輪の小型自動車　6,000円
○二輪の軽自動車　3,600円

○軽自動車（三輪以上）
三輪・四輪の軽自動車
<table>
<tr><th colspan="2">車種区分</th><th>税率
平成24年3月以前に初めてナンバー取得した車両（重課）</th><th>平成24年4月から平成27年3月までに初めてナンバー取得した車両</th><th>平成27年4月以降に初めてナンバー取得した車両</th></tr>
<tr><td colspan="2">三輪</td><td>4,600円</td><td>3,100円</td><td>3,900円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">四輪</td><td rowspan="2">乗用</td><td>自家用</td><td>12,900円</td><td>7,200円</td><td>10,800円</td></tr>
<tr><td>営業用</td><td>8,200円</td><td>5,500円</td><td>6,900円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">貨物</td><td>自家用</td><td>6,000円</td><td>4,000円</td><td>5,000円</td></tr>
<tr><td>営業用</td><td>4,500円</td><td>3,000円</td><td>3,800円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>環境性能割</td><td></td><td>軽自動車等取得者</td><td>令和7年4月1日～令和8年3月31日
<table>
<tr><th rowspan="2">燃費性能等</th><th colspan="2">税率</th></tr>
<tr><th>自家用</th><th>営業用</th></tr>
<tr><td>電気自動車等</td><td rowspan="2">非課税</td><td rowspan="2">非課税</td></tr>
<tr><td>★★★★かつ2020年度燃費基準＋2030年度燃費基準80%達成車</td></tr>
<tr><td>★★★★かつ2020年度燃費基準＋2030年度燃費基準75%達成車</td><td>1.0%</td><td>0.5%</td></tr>
<tr><td>★★★★かつ2020年度燃費基準＋2030年度燃費基準70%達成車</td><td rowspan="3">2.0%</td><td>1.0%</td></tr>
<tr><td>★★★★かつ2020年度燃費基準未達成車</td><td rowspan="2">2.0%</td></tr>
<tr><td>上記以外</td></tr>
</table>
※　「電気自動車等」は、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNOx10%低減達成車）
※　★★★★：平成30年排出ガス規制からNOx50%低減達成車又は平成17年排出ガス規制からNOx75%低減達成車</td></tr>
<tr><td>市たばこ税</td><td></td><td>たばこの卸売販売業者等</td><td>売渡し本数　1,000本につき　6,552円</td></tr>
<tr><td>特別土地保有税</td><td></td><td>土地の所有者又は取得者</td><td>（保有分）
課税標準額（取得価格）　×　税率 1.4/100　－　固定資産税相当額
（取得分）
課税標準額（取得価格）　×　税率　3/100　－　不動産取得税相当額</td></tr>
<tr><td>入湯税</td><td></td><td>鉱泉浴場における入湯客</td><td>入湯客　1人1日　150円</td></tr>
<tr><td>事業所税</td><td></td><td>事業を行う者</td><td>資産割　事業所床面積1㎡当たり　600円

従業者割　従業者給与総額　0.25/100</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>徴収方法及び納期</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>普通徴収
1期　6月1日～ 6月30日
2期　8月1日～ 8月31日
3期　10月1日～10月31日
4期　翌年 1月1日～1月31日
ただし、均等割額以下の場合は、6月1日～6月30日
特別徴収
月割額を徴収した月の翌月10日まで
ただし、均等割額以下の場合は、7月10日まで</td><td>平成24年3月29日改正
（平成26年度から令和5年度まで、均等割を500円加算）

（課税標準額）
総所得金額－所得控除額

定額による所得割の額の特別控除（法附則第5条の8）
本人10,000円
控除対象配偶者及び扶養親族（国外居住者を除く）
1人につき10,000円</td></tr>
<tr><td>中間申告
事業年度開始の日以後6月を経過した日の翌日
申告納付　から2月以内

確定申告
事業年度終了の日の翌日から2月以内</td><td>法人税割（標準税率）

平成26年9月30日までに開始する開始事業年度分又は連結事業年度分　12.3/100

平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する開始事業年度分又は連結事業年度分　9.7/100

令和元年10月1日から開始する開始事業年度分又は連結事業年度分　6.0/100</td></tr>
<tr><td>普通徴収
1期　4月1日～ 4月30日
2期　7月1日～ 7月31日
3期　12月1日～12月25日
4期　翌年 2月1日～ 2月末日</td><td>（免税点）
土地　30万円
家屋　20万円
償却資産　150万円
（課税標準額）</td></tr>
<tr><td>普通徴収　5月1日～5月31日
<table><tr><th colspan="3">車種区分</th><th colspan="3">税率（軽課）</th></tr><tr><th colspan="3"></th><th>①概ね75%軽減</th><th>②概ね50%軽減</th><th>③概ね25%軽減</th></tr><tr><td colspan="3">三輪</td><td>1,000円</td><td>（車両総車用に限る）
2,000円</td><td>（車両総車用に限る）
3,000円</td></tr><tr><td rowspan="4">四輪</td><td rowspan="2">乗用</td><td>自家用</td><td>2,700円</td><td>－（適用なし）</td><td>－</td></tr><tr><td>営業用</td><td>1,800円</td><td>3,500円</td><td>5,200円</td></tr><tr><td rowspan="2">貨物</td><td>自家用</td><td>1,300円</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>営業用</td><td>1,000円</td><td>－</td><td>－</td></tr></table>※初めてナンバー取得した年度の翌年度に限り（1年度分のみ）適用
対象となる車両
<table><tr><td>①概ね７５%軽減</td><td>電気自動車
天然ガス軽自動車　（平成３０年排出ガス規制適合または平成２１年排出ガス基準値より窒素酸化物１０%以上低減）</td></tr><tr><td>②概ね５０%軽減</td><td>ガソリン車・ハイブリッド車で　令和12年度燃費基準９０%達成かつ令和２年度燃費基準 ※</td></tr><tr><td>③概ね２５%軽減</td><td>ガソリン車・ハイブリッド車で　令和12年度燃費基準７０%達成かつ令和２年度燃費基準 ※</td></tr></table>※平成３０年排出ガス基準５０%低減または平成１７年排出ガス基準７５%低減達成車に限る</td><td></td></tr>
<tr><td>当分の間、賦課徴収は岐阜県</td><td></td></tr>
<tr><td>申告納付　申告月の翌月末日まで</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>平成15年度以降は新たな課税を行わない。</td></tr>
<tr><td>特別徴収　申告月の翌月15日まで</td><td></td></tr>
<tr><td>申告納付
法人　事業年度終了の日から2月以内
個人　翌年3月15日まで</td><td>（免税点）
資産割　1,000㎡
従業者割　100人</td></tr>
</table>

（2）税率の変遷（平成24年度以降）

税目		年度	H24	H25	H26	H27
市民税	個人	均等割	3,000円		3,500円	
		所得割	一律 6/100		一律 6/100	
	法人	均等割				
		法人税割	12.3/100		平成26年10月1日開始 事業年度分から9.7/100	
固定資産税			1.4/100 免税点 土地30万円 家屋20万円 償却資産150万円（課税標準額）			
軽自動車税	軽自動車税（種別割）		○原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 90cc超 1,600円 ミニカー 2,500円 ○小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円 ○二輪の小型自動車 4,000円 ○軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪以上 乗用 営業用 5,500円 自家用 7,200円 貨物用 営業用 3,000円 自家用 4,000円			以下の車種についてH27年度から変更 （右金額はH27.4.1に初めて新車登録をした車両の税率） ○軽自動車 三輪 3,100円・3,900円 四輪以上 乗用 営業用 5,500円・6,900円 自家用 7,200円・10,800円 貨物用 営業用 3,000円・3,800円 自家用 4,000円・5,000円
	環境性能割					
市たばこ税			1,000本につき4,618円 （旧3級品は2,190円）	H25.4月～ 1,000本につき5,262円 （旧3級品は2,495円）		
特別土地保有税			1.4/100（保有分） 3/100（取得分）			
入湯税			入湯客 1人1日 150円			
事業所税			資産割 600円 従業者割 0.25/100			
都市計画税			0.3/100			

法人等の資本等の金額の区分	従業者数の区分	税率（年額）
50億円を超えるもの	50人を超えるもの	300万円
	50人以下のもの	41万円
10億円を超え50億円以下のもの	50人を超えるもの	175万円
	50人以下のもの	41万円
1億円を超え10億円以下のもの	50人を超えるもの	40万円
	50人以下のもの	16万円
1千万円を超え1億円以下のもの	50人を超えるもの	15万円
	50人以下のもの	13万円
1千万円以下のもの	50人を超えるもの	12万円
上記に掲げる法人以外の法人		5万円

H28	H29

○原動機付自転車

50cc以下	2,000円
90cc以下	2,000円
90cc超	2,400円
ミニカー	3,700円

○小型特殊自動車

農耕作業用	2,400円
その他	5,900円

○二輪の小型自動車　6,000円

○二輪の軽自動車　3,600円

三　輪		3,100円			
		3,900円			
		重課	軽課(グリーン化特例対象車両)		
		4,600円	① 1,000円	② 2,000円	③ 3,000円
四輪以上	乗用・自家用	7,200円			
		10,800円			
		重課	軽課(グリーン化特例対象車両)		
		12,900円	① 2,700円	② 5,400円	③ 8,100円
	乗用・営業用	5,500円			
		6,900円			
		重課	軽課(グリーン化特例対象車両)		
		8,200円	① 1,800円	② 3,500円	③ 5,200円
	貨物・自家用	4,000円			
		5,000円			
		重課	軽課(グリーン化特例対象車両)		
		6,000円	① 1,300円	② 2,500円	③ 3,800円
	貨物・営業用	3,000円			
		3,800円			
		重課	軽課(グリーン化特例対象車両)		
		4,500円	① 1,000円	② 1,900円	③ 2,900円

＜平成28年度備考＞

※平成26年度以前に初めてナンバー登録(新車)をした車両は、上段の税額となります。
※平成27年度中に初めてナンバー登録(新車)をした車両は、中段の税額となります。
※重課：平成14年以前に初めてナンバー登録(新車)した車両が対象となります。(電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車を除く。)
※軽課：平成27年度中に初めてナンバー登録(新車)した車両で排出ガス性能及び燃費性能の達成基準を満たす車両は平成28年度に限り3段階の軽課税率となります。
①電気自動車、天然ガス自動車
②ガソリン・ハイブリッド車で平成17年排出ガス基準75%低減達成車であり、かつ32年度燃費基準＋20%達成の乗用車及び27年度燃料基準＋35%達成の貨物
③ガソリン・ハイブリッド車で17年度排出ガス基準75%低減達成車であり、32年度燃費基準達成の乗用車及び27年度燃料基準＋15%達成の貨物

＜平成29年度備考＞

※平成26年度以前に初めてナンバー取得(新車)をした車両は、上段の税額となります。
※平成27年度以降に初めてナンバー取得(新車)をした車両は、中段の税額となります。
※重課：平成13年3月以前に初めてナンバー取得(新車)した車両が対象となります。
(電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車を除く。)
※軽課：平成28年度中に初めてナンバー取得(新車)した車両で排出ガス性能及び燃費性能の達成基準を満たす車両は平成29年度に限り3段階の軽課税率となります。
①電気自動車、天然ガス自動車
②ガソリン・ハイブリッド車で平成17年排出ガス基準75%低減達成車であり、かつ32年度燃費基準＋20%達成の乗用車及び27年度燃料基準＋35%達成の貨物
③ガソリン・ハイブリッド車で17年度排出ガス基準75%低減達成車であり、32年度燃費基準達成の乗用車及び27年度燃料基準＋15%達成の貨物

H28.4月～　旧3級品は1,000本につき2,925円	H29.4月～　旧3級品は1,000本につき3,355円

H30	R1
	令和元年10月1日開始 事業年度分から6.0/100
＜平成30年度備考＞ ※平成26年度以前に初めてナンバー取得(新車)をした車両は、上段の税額となります。 ※平成27年度以降に初めてナンバー取得(新車)をした車両は、中段の税額となります。 ※重課:平成17年3月以前に初めてナンバー取得(新車)した車両が対象となります。 （電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車を除く。） ※軽課:平成29年度中に初めてナンバー取得(新車)した車両で排出ガス性能及び燃費性能の達成基準を満たす車両は平成30年度に限り3段階の軽課税率となります。 ①電気自動車、天然ガス自動車で平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス基準値より窒素酸化物10%以上低減 ②ガソリン・ハイブリッド車で平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減達成車であり、かつ平成32年度燃費基準＋30%達成の乗用及び平成27年度燃料基準＋35%達成の貨物 ③ガソリン・ハイブリッド車で平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年度排出ガス基準75%低減達成車であり、かつ平成32年度燃費基準＋10%達成の乗用及び平成27年度燃料基準＋15%達成の貨物	＜令和元年度備考＞ ※平成26年度以前に初めてナンバー取得(新車)をした車両は、上段の税額となります。 ※平成27年度以降に初めてナンバー取得(新車)をした車両は、中段の税額となります。 ※重課:平成17年3月以前に初めてナンバー取得(新車)した車両が対象となります。 （電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車を除く。） ※軽課:平成29年度中に初めてナンバー取得(新車)した車両で排出ガス性能及び燃費性能の達成基準を満たす車両は平成30年度に限り3段階の軽課税率となります。 ①電気自動車、天然ガス自動車で平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス基準値より窒素酸化物10%以上低減 ②ガソリン・ハイブリッド車で平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減達成車であり、かつ平成32年度燃費基準＋30%達成の乗用及び平成27年度燃料基準＋35%達成の貨物 ③ガソリン・ハイブリッド車で平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年度排出ガス基準75%低減達成車であり、かつ平成32年度燃費基準＋10%達成の乗用及び平成27年度燃料基準＋15%達成の貨物
	燃費性能等 / 税率（自家用 / 営業用） 電気自動車等 ★★★★かつ2020年度燃費基準＋20%達成車 — 非課税 / 非課税 ★★★★かつ2020年度燃費基準＋10%達成車 — 非課税 / 非課税 ★★★★かつ2020年度燃費基準達成車 — 1.0% / 0.5% ★★★★かつ2015年度燃費基準＋10%達成車 — 2.0% / 1.0% 上記以外 — 2.0% / 2.0% ※ 「電気自動車等」は、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNOx10%低減達成車） ※ ★★★★：平成30年排出ガス規制からNOx50%低減達成車又は平成17年排出ガス規制からNOx75%低減達成車
H30.4月～ 旧3級品は1,000本につき4,000円 H30.10月～ 1,000本につき5,692円	R1.10月～ 旧3級品は1,000本につき5,692円

R2	R3
＜令和2年度備考＞ ※平成26年度以前に初めてナンバー登録（新車）をした車両は、上段の税額となります。 ※平成27年度以降に初めてナンバー登録(新車）をした車両は、中段の税額となります。 ※重課：初めてナンバー登録(新車）してから１３年を経過した車両が対象となります。 (電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車を除く。） R2対象車　　H１９年3月以前の登録車両 ※軽課：前年度中に初めてナンバー登録（新車）した車両で排出ガス性能及び燃費性能の達成基準を満たす車両が翌年度に限り3段階の軽課税率となります。 R1対象車　H31年4月からR2年3月登録車両 ① 電気自動車、天然ガス自動車で平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス基準値より窒素酸化物10%以上低減 ② ガソリン・ハイブリッド車でH17年排出ガス基準75%低減またはH30年排出ガス基準50%低減達成車であり、かつR2年度燃費基準＋30%達成の乗用車及びH27年度燃料基準＋35%達成の貨物 ③ ガソリン・ハイブリッド車でH17年排出ガス基準75%低減またはH30年排出ガス基準50%低減達成車であり、かつR2年度燃費基準＋10%達成の乗用車及びH27年度燃料基準＋15%達成の貨物	＜令和3年度備考＞ ※平成26年度以前に初めてナンバー登録（新車）をした車両は、上段の税額となります。 ※平成27年度以降に初めてナンバー登録(新車）をした車両は、中段の税額となります。 ※重課：初めてナンバー登録(新車）してから１３年を経過した車両が対象となります。 (電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車を除く。） R3対象車　　H20年3月以前の登録車両 ※軽課：前年度中に初めてナンバー登録（新車）した車両で排出ガス性能及び燃費性能の達成基準を満たす車両が翌年度に限り3段階の軽課税率となります。 R3対象車　R2年4月からR３年3月登録車両 ① 電気自動車、天然ガス自動車で平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス基準値より窒素酸化物10%以上低減 ② ガソリン・ハイブリッド車でH17年排出ガス基準75%低減またはH30年排出ガス基準50%低減達成車であり、かつR2年度燃費基準＋30%達成の乗用車及びH27年度燃料基準＋35%達成の貨物 ③ ガソリン・ハイブリッド車でH17年排出ガス基準75%低減またはH30年排出ガス基準50%低
臨時的軽減による税率 対象車（自家用の乗用車）／通常の税率／臨時的軽減後の税率（R1.10.1～R3.3.31） 電気自動車等 ／ 非課税 ／ 非課税 ★★★★かつ2020年度燃費基準＋10%達成車 ★★★★かつ2020年度燃費基準達成車 ／ 1.0% 上記以外 ／ 2.0% ／ 1.0% ※　「電気自動車等」は、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNOx10%低減達成車） ※　★★★★：平成30年排出ガス規制からNOx50%低減達成車又は平成17年排出ガス規制からNOx75%低減達成車	燃費性能等／税率（自家用／営業用） 電気自動車等 ★★★★かつ2030年度燃費基準85%達成車(R2基準達成車に限る) ／ 非課税 ／ 非課税 ★★★★かつ2030年度燃費基準75%達成車(R2基準達成車に限る) ★★★★かつ2030年度燃費基準60%達成車(R2基準達成車に限る) ／ 1.0% ／ 0.5% ★★★★かつ2030年度燃費基準55%達成車 ／ 2.0% ／ 1.0% ★★★★かつ2030年度燃費基準35%未満 ／ 2.0% 上記以外 ※　令和3年4月1日から令和5年3月31日まで適用される税率です ※　「電気自動車等」は、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制から30x10%低減達成車） ※　★★★★：平成30年排出ガス規制から30x50%低減達成車又は平成17年排出ガス規制から30x75%低減達成車 環境性能割の臨時的軽減による税率 対象車（自家用の乗用車）／通常の税率／臨時的軽減後の税率（R3.4.1～R3.12.31） 電気自動車等 ★★★★かつ2030年度燃費基準85%達成車(R2基準達成車に限る) ／ 非課税 ／ 非課税 ★★★★かつ2030年度燃費基準75%達成車(R2基準達成車に限る) ★★★★かつ2030年度燃費基準60%達成車(R2基準達成車に限る) ／ 1.0% ★★★★かつ2030年度燃費基準55%達成車 ／ 2.0% ／ 1.0% ★★★★かつ2030年度燃費基準35%未満 上記以外 ※　「電気自動車等」は、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制から30x10%低減達成車） ※　★★★★：平成30年排出ガス規制から30x50%低減達成車又は平成17年排出ガス規制から30x75%低減達成車 ※　令和3年12月31日までに取得した自家用乗用車については、税率を１%分軽減する
R2.10月～　1,000本につき6,122円	R3.10月～　1,000本につき6,552円

R4	R5

<table>
<tr>
<td>
<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">三　輪</td><td colspan="4">3,100円</td></tr>
<tr><td colspan="4">3,900円</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">4,600円</td><td>重課</td><td colspan="3">軽課(グリーン化特例対象車両)</td></tr>
<tr><td></td><td>①</td><td>②</td><td>③</td></tr>
<tr><td></td><td>1,000円</td><td>2,000円
(乗用営業用に限る)</td><td>3,000円
(乗用営業用に限る)</td></tr>
<tr><td rowspan="12">四輪以上</td><td rowspan="4">乗用・自家用</td><td colspan="4">7,200円</td></tr>
<tr><td colspan="4">10,800円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">12,900円</td><td>重課</td><td colspan="3">軽課(グリーン化特例対象車両)</td></tr>
<tr><td></td><td>①</td><td>②</td><td>③</td></tr>
<tr><td></td><td>2,700円</td><td>－(適用なし)</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="4">乗用・営業用</td><td colspan="4">5,500円</td></tr>
<tr><td colspan="4">6,900円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">8,200円</td><td>重課</td><td colspan="3">軽課(グリーン化特例対象車両)</td></tr>
<tr><td></td><td>①</td><td>②</td><td>③</td></tr>
<tr><td></td><td>1,800円</td><td>3,500円</td><td>5,200円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">貨物・自家用</td><td colspan="4">4,000円</td></tr>
<tr><td colspan="4">5,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6,000円</td><td>重課</td><td colspan="3">軽課(グリーン化特例対象車両)</td></tr>
<tr><td></td><td>①</td><td>②</td><td>③</td></tr>
<tr><td></td><td>1,300円</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="4">貨物・営業用</td><td colspan="4">3,000円</td></tr>
<tr><td colspan="4">3,800円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4,500円</td><td>重課</td><td colspan="3">軽課(グリーン化特例対象車両)</td></tr>
<tr><td></td><td>①</td><td>②</td><td>③</td></tr>
<tr><td></td><td>1,000円</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>

＜令和4年度備考＞

※平成26年度以前に初めてナンバー登録（新車）をした車両は、上段の税額となります。
※平成27年度以降に初めてナンバー登録(新車）をした車両は、中段の税額となります。

※重課：初めてナンバー登録(新車）してから１３年を経過した車両が対象となります。
(電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車を除く。）
R４対象車　　H２１年3月以前の登録車両

※軽課：前年度中に初めてナンバー登録（新車）した車両で排出ガス性能及び燃費性能の達成基準を満たす車両が翌年度に限り軽課税率となります。（車種区分　三輪、四輪乗用営業用については、3段階の軽課税率となります。）
R４対象車　R３年4月からR４年3月登録車両
① 電気軽自動車、天然ガス軽自動車で平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス基準値より窒素酸化物10%以上低減
② ガソリン・ハイブリッド車でH17年排出ガス基準75%低減またはH30年排出ガス基準50%低減達成車であり、かつR2年度燃費基準達成＋令和12年度燃料基準90%達成車
③ ガソリン・ハイブリッド車でH17年排出ガス基準75%低減またはH30年排出ガス基準50%低減達成車であり、かつR2年度燃費基準達成＋令和12年度燃費基準70%達成車

燃費性能等	税率	
	自家用	営業用
電気自動車等	非課税	非課税
★★★★かつ2030年度燃費基準85%達成車(R2基準達成車に限る)		
★★★★かつ2030年度燃費基準75%達成車(R2基準達成車に限る)		
★★★★かつ2030年度燃費基準60%達成車(R2基準達成車に限る)	1.0%	0.5%
★★★★かつ2030年度燃費基準55%達成車	2.0%	1.0%
★★★★かつ2030年度燃費基準55%未満		2.0%
上記以外		

※　令和3年4月1日から令和5年3月31日まで適用される税率です
※　「電気自動車等」は、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車
（平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からN0x10%低減達成車）
※　★★★★：平成30年排出ガス規制からN0x50%低減達成車
又は平成17年排出ガス規制からN0x75%低減達成車

○原動機付自転車 ※令和5年7月1日施行
特定小型原動機付自転車　　2,000円

＜令和5年度備考＞

※平成26年度以前に初めてナンバー登録（新車）をした車両は、上段の税額となります。
※平成27年度以降に初めてナンバー登録(新車）をした車両は、中段の税額となります。

※重課：初めてナンバー登録(新車）してから１３年を経過した車両が対象となります。
(電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車を除く。）
R5対象車　　H22年3月以前の登録車両

※軽課：前年度中に初めてナンバー登録（新車）した車両で排出ガス性能及び燃費性能の達成基準を満たす車両が翌年度に限り軽課税率となります。（車種区分　三輪については、3段階の軽課税率となります。）
R5対象車　R4年4月からR5年3月登録車両
① 電気軽自動車、天然ガス軽自動車で平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス基準値より窒素酸化物10%以上低減
② ガソリン・ハイブリッド車でH17年排出ガス基準75%低減またはH30年排出ガス基準50%低減達成車であり、かつR2年度燃費基準達成＋令和12年度燃料基準90%達成車
③ ガソリン・ハイブリッド車でH17年排出ガス基準75%低減またはH30年排出ガス基準50%低減達成車であり、かつR2年度燃費基準達成＋令和12年度燃費基準70%達成車

</td>
</tr>
</table>

R5	R6
	3,000円 一律　6/100 定額による所得割の額の特別控除（法附則第5条の8） 　本人10,000円 　控除対象配偶者及び扶養親族（国外居住者を除く）1人につき10,000円

＜令和6年度備考＞

※平成26年度以前に初めてナンバー登録（新車）をした車両は、上段の税額となります。
※平成27年度以降に初めてナンバー登録（新車）をした車両は、中段の税額となります。

※重課：初めてナンバー登録（新車）してから１３年を経過した車両が対象となります。
（電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車を除く。）
R６対象車　　H23年3月以前の登録車両

※軽課：前年度中に初めてナンバー登録（新車）した車両で排出ガス性能及び燃費性能の達成基準を満たす車両が翌年度に限り軽課税率となります。（車種区分　三輪については、3段階の軽課税率となります。）
R６対象車　R5年4月からR6年3月登録車両
① 電気軽自動車、天然ガス軽自動車で平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス基準値より窒素酸化物10%以上低減
② ガソリン・ハイブリッド車でH17年排出ガス基準75%低減またはH30年排出ガス基準50%低減達成車であり、かつR2年度燃費基準達成＋令和12年度燃料基準90%達成車
③ ガソリン・ハイブリッド車でH17年排出ガス基準75%低減またはH30年排出ガス基準50%低減達成車であり、かつR2年度燃費基準達成＋令和12年度燃費基準70%達成車

令和5年4月1日～令和5年12月31日

燃費性能等	税率	
	自家用	営業用
電気自動車等	非課税	非課税
★★★★かつ2020年度燃費基準＋2030年度燃費基準７5%達成車		
★★★★かつ2020年度燃費基準＋2030年度燃費基準６０%達成車	1.0%	0.5%
★★★★かつ2020年度燃費基準＋2030年度燃費基準５５%達成車	2.0%	1.0%
★★★★かつ2020年度燃費基準未達成車		2.0%
上記以外		

※　「電気自動車等」は、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNOx10%低減達成車）
※　★★★★：平成30年排出ガス規制からNOx50%低減達成車又は平成17年排出ガス規制からNOx75%低減達成車

令和6年1月1日～令和7年3月31日

燃費性能等	税率	
	自家用	営業用
電気自動車等	非課税	非課税
★★★★かつ2020年度燃費基準＋2030年度燃費基準80%達成車		
★★★★かつ2020年度燃費基準＋2030年度燃費基準７０%達成車	1.0%	0.5%
★★★★かつ2020年度燃費基準＋2030年度燃費基準６０%達成車	2.0%	1.0%
★★★★かつ2020年度燃費基準未達成車		2.0%
上記以外		

※　「電気自動車等」は、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNOx10%低減達成車）
※　★★★★：平成30年排出ガス規制からNOx50%低減達成車又は平成17年排出ガス規制からNOx75%低減達成車

R7

3,000円

一律　6/100
定額による所得割の額の特別控除（法附則第5条の12）
　控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（国外居住者を除く）を
　有する納税義務者　10,000円

○原動機付自転車 ※令和7年4月1日施行
　125cc以下かつ最高出力4.0kW以下　2,000円

＜令和7年度備考＞

※平成26年度以前に初めてナンバー登録（新車）をした車両は、上段の税額となります。
※平成27年度以降に初めてナンバー登録(新車）をした車両は、中段の税額となります。

※重課：初めてナンバー登録(新車）してから１３年を経過した車両が対象となります。
(電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車を除く。）
R7対象車　　H24年3月以前の登録車両

※軽課：前年度中に初めてナンバー登録（新車）した車両で排出ガス性能及び燃費性能の達成基準を満たす車両が翌年度に限り軽課税率となります。（車種区分　三輪については、3段階の軽課税率となります。）
R7対象車　R6年4月からR7年3月登録車両
① 電気軽自動車、天然ガス軽自動車で平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス基準値より窒素酸化物10%以上低減
② ガソリン・ハイブリッド車でH17年排出ガス基準75%低減またはH30年排出ガス基準50%低減達成車であり、かつR2年度燃費基準達成＋令和12年度燃料基準90%達成車
③ ガソリン・ハイブリッド車でH17年排出ガス基準75%低減またはH30年排出ガス基準50%低減達成車であり、かつR2年度燃費基準達成＋令和12年度燃費基準70%達成車

令和7年4月1日～令和8年3月31日

燃費性能等	税率	
	自家用	営業用
電気自動車等 ★★★★かつ2020年度燃費基準＋2030年度燃費基準80%達成車	非課税	非課税
★★★★かつ2020年度燃費基準＋2030年度燃費基準75%達成車	1.0%	0.5%
★★★★かつ2020年度燃費基準＋2030年度燃費基準70%達成車	2.0%	1.0%
★★★★かつ2020年度燃費基準未達成車 上記以外		2.0%

※　「電気自動車等」は、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNOx10%低減達成車）
※　★★★★：平成30年排出ガス規制からNOx50%低減達成車又は平成17年排出ガス規制からNOx75%低減達成車

4 市民税(個人)所得控除額の推移

区分 ＼ 年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7

所得控除

雑損

次のいずれか多い金額
①損失額－補てん額－総所得金額等×10%
②災害関連支出金額－補てん額－5万円

医療費

支払った医療費－補てん額－(総所得金額等×5%　又は10万円のいずれか低い金額)
控除限度額200万円

支払った医療費－補てん額－(総所得金額等×5%　又は10万円のいずれか低い金額)（控除限度額200万円）
セルフメディケーション税制による特例:支払った金額－補てん額-12,000円 （控除限度額88,000円）

社会保険料

支払った保険料の額

小規模企業共済等掛金

支払った掛金の額

生命保険料

①生命保険料だけの場合

（単位:円）

～15,000	全額
15,001～40,000	支払保険料×1/2+7,500
40,001～70,000	支払保険料×1/4+17,500
70,001～	35,000

②個人年金保険料だけの場合 ①と同様
③両方の場合　　①と②の合計額

一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料について、それぞれ次の計算式により計算した控除額の合計額(控除限度額:70,000円)

①平成24年1月1日以降に締結した保険契約等(新契約)に係る控除

（単位:円）

～12,000	全額
12,001～32,000	支払保険料の1/2+6,000
32,001～56,000	支払保険料の1/4+14,000
56,001～	28,000

②平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)に係る控除

（単位:円）

～15,000	全額
15,001～40,000	支払保険料の1/2+7,500
40,001～70,000	支払保険料の1/4+17,500
70,001～	35,000

③新契約と旧契約の双方の保険料控除の適用を受ける場合
それぞれ①と②の計算式で求めた合計金額(上限28,000円)

地震保険料

①地震保険料だけの場合
支払った保険料×1/2(控除限度額:25,000円)
②損害保険料だけの場合

（単位:円）

～5,000	全額
5,001～15,000	支払保険料×1/2+2,500
15,001～	10,000

※平成18年以前に締結した長期損害保険契約等
③両方の場合
①と②の合計額(控除限度額:25,000円)

寄附金

寄附金所得控除を廃止し
寄附金税額控除へ

障害者

26万円　特別障害者:30万円（同居特別障害者の場合　23万円を加算）

寡婦(夫)・ひとり親・勤労学生

寡婦(夫)、勤労学生:26万円
特定の寡婦:30万円

ひとり親控除の創設・寡婦(夫)控除の見直し
寡婦、勤労学生:26万円　ひとり親:30万円

配偶者

配　偶　者:　33万円
老人配偶者:38万円

（単位:円）

区分	納税義務者の合計所得金額		
	～9,000,000	9,000,001～9,500,000	9,500,001～10,000,000
配偶者	330,000	220,000	110,000
老人配偶者	380,000	260,000	130,000

配偶者特別

（単位:円）

配偶者の合計所得金額	控除額
380,001～399,999	330,000
400,000～449,999	330,000
450,000～499,999	310,000
500,000～549,999	260,000
550,000～599,999	210,000
600,000～649,999	160,000
650,000～699,999	110,000
700,000～749,999	60,000
750,000～759,999	30,000
760,000～	0

（単位:円）

配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額			
	～9,000,000	9,000,001～9,500,000	9,500,001～10,000,000	10,000,001～
380,001～900,000	330,000	220,000	110,000	0
900,001～950,000	310,000	210,000	110,000	0
950,001～1,000,000	260,000	180,000	90,000	0
1,000,001～1,050,000	210,000	140,000	70,000	0
1,050,001～1,100,000	160,000	110,000	60,000	0
1,100,001～1,150,000	110,000	80,000	40,000	0
1,150,001～1,200,000	60,000	40,000	20,000	0
1,200,001～1,230,000	30,000	20,000	10,000	0
1,230,001～	0	0	0	0

（単位:円）

配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額			
	～9,000,000	9,000,001～9,500,000	9,500,001～10,000,000	10,000,001～
480,001～1,000,000	330,000	220,000	110,000	0
1,000,001～1,050,000	310,000	210,000	110,000	0
1,050,001～1,100,000	260,000	180,000	90,000	0
1,100,001～1,150,000	210,000	140,000	70,000	0
1,150,001～1,200,000	160,000	110,000	60,000	0
1,200,001～1,250,000	110,000	80,000	40,000	0
1,250,001～1,300,000	60,000	40,000	20,000	0
1,300,001～1,330,000	30,000	20,000	10,000	0
1,330,001～	0	0	0	0

扶養

扶養親族:33万円
特定扶養親族:45万円
老人扶養親族:38万円
同居老親等扶養親族:45万円

基礎

33万円

（単位:円）

合計所得金額	控除額
0 ～ 24,000,000	430,000
24,000,001 ～ 24,500,000	290,000
24,500,001 ～ 25,000,000	150,000
25,000,001 ～	0

令和７年度版

市　税　概　要

発行　令和7年11月
編集　岐阜市財政部税制課

〒500-8701
岐阜市司町40番地1
電　話　(058)265－3908（直通）
ＦＡＸ　(058)266－8093
E-mail　zeimu@city.gifu.gifu.jp